

大川市中小企業融資制度のご案内

令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者等を支援します

- ・セーフティネット4号・危機関連特例を活用した場合
- ・セーフティネット5号を活用した場合

経営者のみなさま是非ご利用ください。

	小口事業資金融資制度	
資金用途	運転資金・設備資金	
融資額	2,000万円以内〔特別小口2,000万円以内〕	
融資期間	10年以内（2年以内の据置期間）	
申込窓口	大川商工会議所	
保証人・担保	保証人は、原則として法人の場合は、代表者のみ、個人の場合は不要とし、担保は必要に応じて徴する。 〔小口事業資金の特別小口扱い分は保証人・担保いずれも不要〕	
融資利率及び信用保証料率	セーフティネット4号・危機関連特例を活用した場合 融資利率 1.05% 信用保証料率 0.57%（通常保証料率 0.8%のうち市が 0.23%を負担） 金利 1.05% + 保証料 0.57% = <u>1.62%</u> ※上記利率から市より別途 0.5%分の利子補給あり	セーフティネット5号を活用した場合 融資利率 1.25% 信用保証料率 0.47%（通常保証料率 0.7%のうち市が 0.23%を負担） 金利 1.25% + 保証料 0.47% = <u>1.72%</u> ※上記利率から市より別途 0.5%分の利子補給あり
要件	市内に主たる事務所又は事業所を有し、中小企業信用保険法第2条に定める事業を現に営む中小企業者であって、 ① 市税の滞納がないこと。 ② 融資金の償還及び利子の支払いが確実と認められること。 〔小口事業資金の特別小口扱い分の要件〕 ア. 常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人）以下の個人事業者であること。 イ. 1年以上引き続き市内に同一業種の事業を行っていること。 ウ. 市民税の所得割額があり、かつ完納していること。 エ. 特別小口扱い以外に協会の保証を受けていないものであって、当該申込額を含めて協会の保証残高が2,000万円以下であること。	

※特別保証を利用された場合の保証料率は、協会所定の保証料率から 0.23%を減じた率とします。

※保証料の割引については、会計参与設置会社に対する 0.1%の割引を行うことがあります。

※利子補給については、融資期間中、移転等の事由により市内に主たる事業所を有しなくなった場合、次年度から利用することが出来なくなります。

●お問い合わせは 大川市 **インテリア課** (TEL 85-5582) へ

